

生徒とのふれあい11 過失

谷内 純一



高校一年生の作文の時間でした。題は自由と言うとOくんが「書くことが何もない」と言うので、私が「お兄ちゃんのことでも書いたら」と言いました。すると、いつもはやんちゃなOくんが「お兄ちゃんのこととは、かわいそうで書けない」と言っていて、涙をほろりとこぼしました。

彼の兄はやんちゃっけな生徒でしたが、高校三年生の夏休みの夕方、母校の小学校のそばを通りかかりました。するとかつての小学校の同級生たちが何人か、小学校のプールで泳いでいて、彼と一緒に泳がないか」と声をかけました。「そうしようか」とプールの金網の破れたところから入り込み、泳ぎました。そしてバク転で飛び込んだのです。小学生用のプー

ルなので水深は浅い。そこへ真つ逆さまに落ちて行って、頸椎を骨折するという事故になりました。命は取り留めましたが、首から下は麻痺して、しゃべることのほかに何もできない寝たきりの状態になったのです。何ヶ月かの入院のあと退院させられて、自宅療養になっていました。Oくんはぼつりぼつりとお兄ちゃんのことを、話してくれました。

自宅療養になって六箇月たったころ、もう自分が回復することは絶対ないと絶望したのでしようか、世話をしてくれているお母さんに一週間悪口雑言を浴びせ、やけを言い続けた後はびつたりと口をつぐんだそうです。わたしは言葉がありませんでした。それから二十数年

ざけだったのに、人生は残酷だと思えました。息子が中学生のとき夏休みに野市中のプール監視員の当番でか

がたは私は退職していましたが、教え子の両親が経営しているお店に行ったりとき、お母さんから、「Oくんのお兄さんが亡くなりなりました」と聞かされました。彼の苦しみ、世話を続けたお母さんのことを思い出しました。バク転飛び込みは悪事の内には入らないふ

プールを開放し、子供たちの心身の発達を促進することに大いに賛成です。昨年の夏、高知新聞紙上で今後はプール監視員の責任も追及される云々という見出しを見かけましたが、権限を与えずに義務や責任だけをPTA監視員に押しつけることのないように条件整備をすべきだと思えます(見出ししか読んでないので、あるいはヒント外れの意見になって



発言する鎌田伸一さん

があふれている実態はなく、しかも法律では規制できないとの指摘です。第二は、何が部落差別なのかという定義がないこと、従って主観的判断が起ること、さらに「部落差別の解消」とはどういうことが分らないこととです。第三は参議院法務委員会の附帯決議です。「格段の配慮をすべき」として、次の点を条件としています。一つは、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ対策を講ずること、二つ目は、教育・啓発の実施にあたって、新たな差別を生むことのないよう、またそれが真に部落差別の解消に資するものとなるよう内容・手法等に

配慮すること、です。このような注文が必要な法律は例がありません。第四は、部落問題の解決をどう考えるかです。差別意識がゼロになることではなく、①住環境の改善、②差別意識を持つ人がいても、職場地域でそれを受け入れない状況、③住民の生活や習慣等の後進性の克服、④自由な社会的交流の進展の四つをあげ、現在そこに到達していると講演を締めくくりました。(演題と同名の杉島幸生さんのブックレットが部落問題研究所より出版。900円+税)(県人権共闘会議 顧問・鎌田伸一)

「部落差別」はあふれているか

10月15日、自由民



権共闘会にて「インターネット上に『部落差別』はあふれているか」と題して、関西合同法律事務所

の差別を理由としています。しかし、杉島さんの分析によると、ネット上に部落差別

の差別を理由としています。しかし、杉島さんの分析によると、ネット上に部落差別



講演後は人権共闘の総会も開催